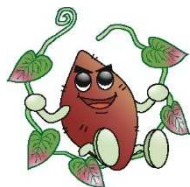


嘉手納町

学生支援給付金



新型コロナウイルス感染症拡大による経済的影響を鑑み、
嘉手納町では、学生のみなさまへ一律して給付金を支給します。



申込受付締切

令和2年8月31日(月) 必着

対象者の条件



① 嘉手納町在住

※ やむを得ない事情により一時的に住所を町外におき、嘉手納町在住の者に扶養される者も対象とする

② 大学^{※1}、専修学校、国内外の教育機関^{※2}に在学

※1 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学。大学院及び短期大学を含む。

※2 国内外の教育機関は嘉手納町教育委員会が認める学校に限る

給付金額

県内学校： **3万円** 県外学校： **5万円**



提出書類

- ① 嘉手納町学生支援給付金申請書
- ② 在学証明書
- ③ 通帳またはキャッシュカードの写し

※ 振込先口座の銀行名・支店名・口座番号・口座名義人が分かるもの

必要に応じ、追加で書類提出を求める場合があります

詳しくは嘉手納町
ホームページをご覧ください



問い合わせ先

嘉手納町教育委員会 社会教育課 ☎098-956-1111(内線 263・262)